

# 建設省所管補助事業における食糧費の支出について

平成7年11月20日  
建設省会発第641号  
建設事務次官通知

建設省所管補助事業の事務費に含まれる食糧費については、「補助事業等に係る工事設計書の作成について」（昭和34年4月1日付け建設省発会第107号建設事務次官通達）等において、支出の対象を「用地買収交渉、補償交渉等補助事業等の遂行上特に必要な場合」に限定するとともに、従来より食糧費を含む事務費の節減及び執行の適正化について指導してきたところである。

しかしながら、食糧費の執行について改善を要する事態が見受けられるなどそのより一層の適正化を図る必要があると認められることから、今後、下記のとおり食糧費の支出の範囲を限定するとともに事務処理の適正化を図ることとしたので、補助事業等における食糧費の厳正な執行について遺憾のないように措置されたい。

なお、本通達に伴って必要となる各補助事業等の交付申請要領等の改正については、別途通知するものとする。

（貴管下市町村に対しても、この旨周知徹底願いますとともに、その適正な執行につき指導監督を強化されたい。）

## 記

### 1 補助の対象となる範囲の限定について

(1) 食糧費の支出は、前記通達のとおり用地買収交渉、補償交渉等補助事業等の遂行上特に必要な場合に限って認められるものであり、具体的には次の場合とすること。

- ① 当該補助事業等に係る地権者等との用地買収交渉・補償交渉や関係者に対する説明会の場合
- ② 当該補助事業等の実施のために担当部局と関係機関等との間で行う打合せや会合の場合

(2) この場合、会食については、原則として食糧費の支出の対象として認めないものとするが、次の場合に限り、これによらないで取り扱うことができるものとする。

- ① 補助事業等における用地買収交渉・補償交渉に関連して必要と認められる地権者等との会食の場合
- ② 担当部局と関係機関等との間で行う補助事業等の実施のための打合せや会合に伴う会食で、やむを得ないと認められるものの場合（関係機関が補助金等の交付決定権者である国の機関である場合を除く。）

したがって、補助事業等の遂行に関連のない会食については対象とはならないものであること。

(3) また、食糧費は、原則として、茶菓子、弁当等に対して支出が認められるものであ

り、特に必要があると認められる会食に対する支出については、その目的等に応じ社会通念上妥当とみなされる範囲内で極力簡素なものとする。

## 2 補助事業者等における事務処理の適正化について

- (1) 支出された食糧費の財源を明確にするため、国庫補助事業費に係る食糧費と地方単独事業費に係る食糧費との区分を明らかにすること。このため、少なくとも補助簿を設ける等補助事業者等の実情に応じた適切な処理を行うこと。
- (2) 食糧費についての個別の支出が補助事業等の遂行上直接必要となるものであることを明確にするため、説明会、会合等の目的・内容、出席者の範囲、場所、金額等を示す関係書類を整備・保存すること。
- (3) 食糧費に関する事務の処理については、補助事業等担当部局において適正に実施するよう十分留意するとともに、会計機関においても的確な審査・確認を行うためのチェックシステムを充実する等体制の整備を図ること。

## 3 審査・確認に当たっての関係書類の整備について

- (1) 補助金等の交付決定の際に行われる事務費の使途の協議等において、食糧費の審査の徹底を図ることとしたので、補助事業者等においては、事務費・食糧費の額・食糧費の使途内訳（人数、単価、回数）等に加えて食糧費の支出の必要性についても資料を整備し、事務費の使途の協議等に際して提出すること。
- (2) 実績報告において食糧費が適正に使用されたかどうかの確認を徹底することとしたので、新たに食糧費に関する実績調書（会合の目的・内容、出席者の範囲、場所、金額等）を作成し、実績報告書に添付すること。
- (3) 完了検査において食糧費についての検査の徹底を図ることとしたので、検査に際しては、上記2(2)の関係を整理しておくこと。

※前文末尾にある（ ）書きは、都道府県知事あてのものにのみ記載することを示す。